（６） 自治公民館等災害復旧事業費補助金について

令和８年１月６日に発生した島根県東部を震源とする地震及びその余震による被害を受けた自治公民館の復旧費用の一部を補助します。

①対象事業等

対象事業	対象事業者が所有する施設及びその設備（※）であって、地震により被害を受けたものを原型に復旧するための修繕、改築等 ※自治公民館、集会所その他の類似施設
対象事業者	自治会、集落、地縁団体等
対象経費	復旧費用（工事費、修繕費、原材料費　等）
補助額	対象経費（寄附金及びその他の収入を除く。）の９／１０ ・千円未満切り捨て　・補助上限額５００万円

②補助金申請に必要な書類

・別冊「主な提出書類様式」内の申請様式

・公民館等が被害にあったことを証明するもの（被災証明書）

・被害の状況がわかる写真

・対象経費の見積書（内訳がわかるもの）

③補助金申請の流れ

被災証明書を取得し、補助金の申請手続きを行ってください。

・被災証明書の発行手続き … 総務課

【持参品】被害状況の写真、位置図、申請者の身分証明書、区長印

・補助金交付申請書類の提出 … 企画課　町づくり推進室

【申請締切】令和８年７月２４日（金）

④注意点

修繕工事等は、町からの補助金交付決定後に着手してください。

【問い合わせ先】
企画課　町づくり推進室　担当：武内
電話：68－3113　FAX：68－3866　Mail：machidukuri@houki-town.jp